

# 名古屋オペラ協会規定

(名称)

第1条 本団体を、名古屋オペラ協会と称する。

(事務局)

第2条 当協会の事務局を、名古屋市内に置く。

(目的)

第3条 当協会は、日本オペラを主体とする音楽芸術の普及と向上をはかり、芸術文化の普及発展に寄与するとともに、青少年の音楽に対する積極的理解を深め、豊かな情操を養うことを目的とする。

- (1) 当地方に於ける日本オペラの振興を図る。
- (2) オペラに関する知識、技術を習得し、進んで当地方の芸術界の発展に貢献せんとする人物を養成する。
- (3) 青少年の音楽に対する積極的理解を深め、豊かな情操を養う

(事業)

第4条 当協会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日本オペラを主体とする公演。
  - (2) 定期公演、室内オペラ、修了公演、試演会、その他の公演。
  - (3) オペラ歌手、スタッフの育成。
  - (4) 研究会、講習会の開催。
  - (5) 青少年を対象とする公演、演奏会の開催
  - (6) オペラ台本の委嘱、制作
  - (7) 機関紙の発行
  - (8) その他の当協会の目的を達成するために必要な事業。
2. 事業年度はその年の4月1日に始まり、翌年3月31日迄とする。

(会員・準会員)

第5条 当協会に、会員、準会員を置く。

- (1) 会員 この会の目的に賛同する声楽家で、会員として運営委員会が認めた者
- (2) 準会員 この会の目的に賛同する声楽家で、準会員として運営委員会が認めた者

(役員)

第6条 当協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 相談役 若干名
- (4) 監事 若干名
- (5) 評議員 若干名
- (6) 運営委員長 1名
- (7) 運営副委員長 2名
- (8) 運営委員 若干名
- (9) 事務局長 1名

(総会)

第7条 定期総会は年一回、会計年度終了後1ヶ月以内に運営委員長が召集する。

- 2 運営委員会が、必要と認めたとき及び会員、準会員の2/3以上の請求があった場合は、20日以内に、臨時総会を開かなければならない。
- 3 定期・臨時共に、議長はその都度運営委員の互選による。
- 4 総会の議決事項
  - (1) 役員を選出

- (2) 事業計画および収支予算
  - (3) 事業報告および収支決算
  - (4) その他運営委員会が必要と認めた事項
- 5 議決票の配分は、会員・準会員は一人1票とする。  
研究生、聴講生、会友等は、出席と発言は認めるが、議決権はない。
- 6 総会の定足数は、会員・準会員の2/3以上出席し、出席者の1/2以上の賛同がなければ、議決できない。委任状がある場合は出席者数と見做す。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、委員長、副委員長及び運営委員を以て構成する。

(その他委員会)

第9条 運営委員会は、会の運営にあたり必要な委員会を、その統轄の許に置くことができる。

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するために事務局を設け、事務局長1名および職員必要数を置く。

- (1) 事務局長は運営委員会の監督の許に事務局を統轄する。
- (2) 経理については、運営委員会の要請に応じて、随時報告しなければならない。
- (3) 職員は事務局長が推薦し、運営委員会の了承を得るものとする。

(研究生・聴講生・会友)

第11条 当協会に、研究生、聴講生及び会友の制度を設ける。

(賛助会員)

第12条 当協会に、賛助会員の制度を設ける。

(公演)

第13条 公演は次の通りとする。

- (1) 定期公演 年1回を原則とする。
- (2) 臨時公演 必要に応じて開催する。
- (3) 修了公演 研究生修了時に開催する。
- (4) 試演会 研究生の必要に応じて開催する。
- (5) その他 必要に応じて開催する。

附則 本規定は平成18年4月1日より施行する。

## 名古屋オペラ協会規程施行細則

### 1. 役員および職員

この会に以下の役員を置く

#### (1) 役員の選出方法と任務は、次の通りとする。

- イ. 会 長 会長は運営委員会の決議を経て推挙される。  
会長は本会の重要な事項について運営委員会の諮問に応じ、本協会に関する指導、助言を行い、その発展に寄与する。
- ロ. 顧 問 顧問は運営委員会の推薦により会長が委嘱する。  
重要な事項について運営委員会の諮問に応じ、本協会に関する指導、助言を行い、その発展に寄与する。
- ハ. 相談役 運営委員長が運営委員会の承認を経て委嘱する。  
本協会に対する助言を行い、その発展に寄与する。相談役は必要に応じて運営委員会の定める役職につくことができる。
- ニ. 監 事 監事は、総会で選任される。  
幹事は本会の財産と業務執行の状況を監査し、指導、助言を行い不整の事実を発見したときは、これを運営委員会および総会に報告する。
- ホ. 評議員 評議員は運営委員会で選出し、運営委員長が任命する。  
評議員は会の重要な事項について相談を受け会の発展に貢献する。
- ヘ. 運営委員長並びに副委員長  
イ：運営委員会委員長は会員、準会員の選挙で会員の中から選出され、  
総会において認証する。  
ロ：運営委員長は、本協会を代表し、これを統轄する。  
ハ：運営副委員長は副委員長を任命し、委員長を補佐し、委員長にことある時はあらかじめ指名した順序によって、この会の業務を代行する。
- ト. 運営委員 運営委員は運営委員長が会員の中から選出され、総会において認証され、本協会の中核として、その運営に参画し、会員、準会員、研究生等の指導にあたる。
- チ. 事務局長 事務を処理するために事務局を設け、事務局長1名及び職員を必要数置く。  
事務局長は運営委員長の指揮監督を受け事務局を統括する。  
事務局長および職員は運営委員会の決議を経て運営委員長が任免する。

#### (2) 役員の任期と改選の時期、方法は次の通りとする。

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ロ. 役員の改選の時期は以下のとおりである。
- (イ) 委員長 任期満了の3ヶ月前  
(ロ) 副委員長 任期満了の3ヶ月前  
(ハ) 運営委員 任期満了の1ヶ月前  
(ニ) 事務局長 任期満了の1ヶ月前
- ハ. 正・副委員長、運営委員、事務局長は総会を経て後、次期役員となり4月より業務を行

う。  
二. 尚、欠員が生じた場合、又は運営委員会で必要と認めた場合には、総会に図り、これを補充する。

- (3) 役員は、本会の役員にふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会および運営委員会の議決により、運営委員長がこれを解任することができる。

## 2. 運営委員会

- (1) 運営委員会は、正・副委員長、運営委員長を以て構成し、必要に応じ事務局長も加わり、発言することが出来る。
- (2) 運営委員会は本協会の運営に関する基本的事項について、すべての意志決定を行う。
- (3) 運営委員会は委員3分の2以上の出席があれば成立するものとする。ただし、あらかじめ議題を提示し、委任状を得た場合は、出席とみなし運営委員会は成立するものとする。
- (4) 議決は過半数を必要とするが、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。
- (5) 運営委員会の議長は、委員長とする。ただし事情によって、副委員長が代行することがある。

## 3. 企画委員会

- (1) 目的 本協会の公演、制作、運営等について委員長の諮問に答えるものとする。
- (2) 構成 運営委員・会員・準会員のなかから若干名があたる
- (3) 任期は別に定めない。

- (4) 委員長の判断により適当な期日に随時開催する。

## 4. 会 員

- (1) 会員を希望する者は志願票及び検定料をそえて当協会に願い出なければならない。
- (2) 会員の選出方法は次の通りとする。
  1. 準会員または研究生課程修了者の内より、オーディションを行い選出する。
  2. 運営委員会の推薦により、オーディション又は所定の審査を経て選出する。
- (3) 会員選出についてのオーディションおよび推薦は年1回を原則とし、4、5月頃に行う。
- (4) 会員は定められた規定施行細則にしたがって、本協会主催の公演に出演することが出来る。又会員は研究生の指導にあたる場合がある。
- (5) 会員は本協会に類似した団体の公演等に出演する場合には、運営委員会に申し出て、許可を得なければならない。
- (6) 会員は入会時に入会金1万円と会費年額3万円を一括納入、次年度よりは、毎年4月に会費を一括納入する。
- (7) 会員は研究生の講義を聴講することができる。但し、聴講料は1回を500円とする。

## 5. 準 会 員

- (1) 準会員を希望する者は志願票及び検定料をそえて当協会に願い出なければならない。
- (2) 準会員の選出方法は次の通りとする。
  1. 研究生課程修了者の内より、オーディションを行い選出する。
  2. 運営委員会の推薦により、オーディションを行い選出する。
- (3) 準会員選出についてのオーディションおよび推薦は年1回を原則とし、4月頃に行う。
- (4) 準会員は定められた規定施行細則にしたがって、本協会主催の公演に出演することが出来る。
- (5) 準会員は当協会に類似した団体の公演等に出演する場合は、運営委員会に申し出て、許可を得なければならない。
- (6) 準会員は入会時に入会金1万円と会費年額2万円を、次年度よりは毎年4月に会費を一括納入する。
- (7) 準会員は研究生の講義を聴講することができる。但し、聴講料は1回を500円とする。

6. 資格喪失  
協会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
  1. 退会
  2. 禁治産および準禁治産の宣告
  3. 死亡および失踪宣言
  4. 除名
7. 退会届  
協会員が退会を希望する場合、理由を付して退会届けを提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。
8. 除名  
協会員が次の各号の一に該当するときは、運営委員会がこれに対して退会を勧告し、従わない場合は総会の決議を経てこれを除名することができる。
  1. 会費を滞納したとき。
  2. 当協会の会員としての義務に違反したとき。
  3. 当協会の名誉を傷つけ、会の目的に反する行為のあったとき。
9. 会友  
  - (1) 会友は相互の親睦をはかり、併せて当協会の発展に寄与するものとする。
  - (2) 会友は、公演の入場料金の割引、研究会、講習会などへの参加、リハーサルの見学、機関紙への配布等の特典を受けることができる。
  - (3) 会友は、次の者を以て組織する。
    - イ. 研究生課程修了者で入会を希望する者。
    - ロ. 会員、準会員で本協会を退会した場合に、会友となることを希望するもの。
  - (4) 会友には、次の役員を置き、任期は2年とする。
    - イ. 代表者 1名
    - ロ. 幹事 2名
  - (5) 事務局は、名古屋オペラ協会事務局とする。
  - (6) 会友は、入会時に入会金を一括納入する。
  - (7) 入会金を納付した者は会友となることが出来る。
10. スタッフ要員  
  - (1) オペラ歌手育成部の課程を修了した者で、当協会の公演にスタッフとして参加希望する者については、運営委員会でその採否をきめる。
  - (2) 当協会員以外で希望する者については、運営委員会で採否を決める。
  - (3) 当協会の公演並びに育成部の授業に登用するピアノ伴奏者については運営委員会の推薦によって決めるものとする。
11. 公演  
  - (1) 定期公演
    - イ. 年1回を原則とし、同じ演目で複数の地区で公演する場合がある。
    - ロ. 演目は日本オペラを原則とする。
    - ハ. 出演者の選出方法は次の通りとする。

キャスト	会員・準会員よりオーディション又は運営委員会の推薦によって選出する。
	研究生の参加は必要に応じて運営委員会に図る。
スタッフ	運営委員会にて選出する。
    - ニ. キャスト、スタッフ共、外部に依頼することがある。
    - ホ. 入場料金は、有料とする。
  - (2) 室内オペラ
    - イ. 運営委員会が必要と認めた場合に開催する。

- ロ. 演目は日本オペラ以外にも、外国のオペラ等を取り上げる場合がある。
- ハ. 出演者の選出方法は定期公演に準ずる。
- ニ. 入場料金は有料とする。
- (3) コンサート
  - イ. 運営委員会が必要と認めた場合に開催する。
  - ロ. 一般および青少年を対象とするオペラの普及を目的とした、オペラや歌曲のコンサート等を開催する。
  - ハ. 出演者の選出方法は定期公演に準ずる。
  - ニ. 入場料金は有料とする。
- (4) その他
  - イ. 運営委員会が必要と認めた場合に開催する。
  - ロ. 入場料金は有料とする。

## 9. オペラ歌手育成部

- (1) オペラ歌手の育成機関として名古屋オペラ協会オペラ研究所を置く。
- (2) 研究生を希望する者は志願票及び検定料をそえて当協会に願出しなければならない。
- (3) 研究生受験資格は、次の通りとする。
  - イ. 音楽大学卒業生（応募年度の3月卒業見込者を含む）
  - ロ. 音楽短期大学卒業生又は音楽専門学校卒業生（応募年度の3月卒業見込者を含む）
  - ハ. イ、ロの場合と同等の力があると認められた者。（音楽大学3、4年在学中も可）
- (4) 教育目的は、次の通りとする。
 

研究生に、オペラに関する教養や、基礎的知識、技術を修得させ、会員として公演に参加し得る有為な人物の育成および、音楽教育界、一般社会に対するオペラの普及、理解に貢献する人物を育成する。
- (5) 修業年限は2ヵ年とし、授業回数は年間約50回（特別講義等含む）とする。
- (6) 教育内容は次の通りとし、イ、ロ、ハそれぞれに細目を設けるものとする。
  - イ. オペラ全曲・オペラアンサンブル
  - ロ. 演技
  - ハ. 講義
  - ニ. その他
- (7) 1年目の進級時および2年目の修了時に、進級および修了を認める試験を行う。
- (8) 研究生課程修了者は会員、準会員となるためのオーディションを受けることができる。
- (9) 修了公演
  - イ. 修了公演は研究生修了時に行うものとし全員参加するものとする。
  - ロ. 参加できない場合は修了を認めない。
  - ハ. 演目はオペラ（日本を主とし、外国オペラ等）を主とし、オペラ・アリア及び歌曲の場合もある。
  - ニ. 入場料金は有料とする。
- (10) 試演会
  - イ. 試演会は育成部長が必要と認めた場合に開催するものとする。
  - ロ. 演目は修了公演に準ずる。
  - ハ. 入場料は原則として無料であるが、有料の場合もある。
- (11) 研究生が、当協会に類似した団体の公演等に出演する場合は運営委員会に申し出て許可を得なければならない。
- (12) 研究生は当協会とは別個に、これに類似した活動を行うことは出来ない。
- (13) 研究生は、入学時に入学金1万円と年度授業料12万円を一括納入し、次年度よりは、4月に授業料を納入する。
- (14) 研究生の休会及び復会の扱い
  - イ. 止むを得ざる事情により休会する場合は休会届を委員長宛に提出するものとする。
  - ロ. 復会する場合も同様に復会願を委員長宛に提出する。
  - ハ. 休会及び復会については下記のように扱うものとし、それ以外は認められない。
- (イ) 前期期間中に休会の場合
  - 次年度の前期始めに復会（復会時に次年度分授業料12万円を納入）

- (ロ) 後期期間中に休会の場合  
次年度の後期始めに復会（復会時に授業料年額の2分の1を納入）

附則 本細則は平成18年4月1日より施行する。

# オペラ歌手育成部内規

## 講 義

1. 修業年限は2カ年とする。ただし、4年まで在籍できる。
2. 1年を前期と後期に分け、前期は4月1日より9月30日まで、後期は10月1日より3月31日までとする。
3. 講義は週1回を原則とし、年間約50回とする。

## 特別講義

1. 合宿等、特別に行う講義、実習は原則として参加しなければならない。その費用は実費徴収する。

## 進級及び修了

1. 進級及び修了試験を受験するためには、原則として、全授業日数の3分の2以上出席しなければならない。
2. 病気、災害、事故等止むを得ない事由により試験を受けることができなかった者は後日、追試験を受けることができる。
3. 再試験は行わない。

## 聴講生

1. 聴講を希望する者は志願票に検定料を添えて当協会に願い出なければならない。

附則 本内規は平成18年4月1日より施行する。



## 運営委員、会員、準会員、研究生 共通遵守事項

1. 入場券の販売については、運営委員会で決められた枚数は出演の有無にかかわらず、協力しなければいけない。
2. 入場券等の納入金については、指定された期日までに納入しなければならない。納入金は原則返金しない。ただし、出演者がやむを得ない事由により出演辞退した場合は運営委員長に理由書を提出し、運営委員会が承認後、一部返金することもある。
3. 退会を希望する者は、退会届を委員長宛に提出しなければならない。（送付先は事務局長）
4. 協会の休会の扱い
  - イ. 止むを得ざる事情により、退会を希望する者は、退会届を委員長宛に提出しなければならない。
  - ロ. 会員並びに準会員の休会者の会費納入は半額とする。
  - ハ. 休会は1年を超えないこと。（1年を超える場合は再度休会届を提出することとし、また続けて3年を超える協会員には、復会を促すものとする。）
  - ニ. 休会の申し出（届）は、原則として前年度末までとし、年度途中の場合は、その年度の会費納入は半額の適用を受けない。
  - ホ. 会費納入の督促を再三受けながら、何の連絡もなく2年以上にわたって滞納した場合は、退会と見做し除籍する。
5. 協会の復会の扱い
  - イ. 復会を希望する者は、委員長宛に復会願を提出しなければならない。（送付先は事務局長）
6. 本協会の秩序を乱し、品位を損なう言動があった場合には、運営委員会の協議により、注意または除名することがある。

附則 本規定は平成18年10月1日より施行する。